

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定
(新旧対照)

(参考)

改正後	改正前
航空業務に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定 日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府は、 両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、また、 両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、 次のとおり協定した。 第一条 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、 (a) (略)	航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定 日本国政府及びビルマ連邦政府は、 両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、また、 両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、 次のとおり協定した。 第一条 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、 (a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附属書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されて

- (b) 「航空当局」とは、日本国にあつては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ミャンマー連邦共和国にあつては運輸省管下の民間航空局又は運輸省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。
- (c) (略)
- (d) (略)
- (e) (略)
- (f) (略)
- 2 (略)

- いるものを含む。
- (b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ビルマ連邦にあつては運輸通信省管下の民間航空局又は運輸通信省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。
- (c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。
- (d) 国に關して「領域」とは、その国の主權、宗主權、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
- (e) 「航空業務」、「國際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、條約第九十六條にそれぞれ定める意味を有する。
- (f) 「附屬書」とは、この協定の附屬書又は第十四條の規定による改正後の附屬書をいう。
- 2 (略)

第二条 (略)

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書によつて指定する権利を有する。

2 から5まで (略)

(以下本文略)

附属書

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 東京―香港及び (又は) マニラーベトナム内の二地点、カンボジア内の二地点及び (又は) ラオス内の一地点―シンガポール―クアラルンプール及び (又は) ペナン―バンコク―ミャンマー連邦共和国内の地点

(b) 日本国内の地点―中間の地点―ミャンマー連邦共和国内の地点―以遠の地点

第二条 (略)

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を文書によつて指定する権利を有する。

2 から5まで (略)

(以下本文略)

附属書

1 ビルマ連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線

ビルマ内の地点―バンコック及び (又は) チェンマイ―クアラ・ランプール及び (又は) シンガポール―ラオス内の一地点、カンボディア内の二地点及び (又は) サイゴン―香港及び (又は) マニラー那覇 (沖縄)―大阪又は東京のうち後日定める一地点

ビルマ連邦の指定航空企業が提供する協定業務は、ビルマ連邦の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 ミャンマー連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線 (a) ミャンマー連邦共和国内の地点―バンコク及び（又は）チェンマイ―クアラルンプール及び（又は）シンガポール―ラオス内の一地点、カンボジア内の二地点及び（又は）ベトナム内の二地点―香港及び（又は）マニラ―東京 (b) ミャンマー連邦共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点	2 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線 日本国内の地点―香港及び（又は）マニラ―サイゴン、カンボディア内の二地点及び（又は）ラオス内の一地点―シンガポール、クアラ・ランプール及び（又は）ペナン―バンコック―ラングーン 日本国の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。
3 いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。	